

尼崎市立総合センター運営審議会会議公開取扱要領

(審議会の公開等)

第 1 条 審議会の審議は原則として公開する。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、審議会の議決により非公開とすることができる。

- (1) 個人情報に及ぶ事項の審議
- (2) 公開しないことを条件に提供された情報に及ぶ事項の審議
- (3) その他公開することにより、中立かつ公正な審議に支障をきたすおそれがある場合

2 審議会から付議された事項を検討する小委員会等の審議は、その審議が審議会総体としての意思形成がなされる以前のものであることから、非公開とする。

(審議会総会の開催周知)

第 2 条 審議会の開催日時等は、事前に公表する。

2 前項の公表は、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した審議会開催のお知らせ(様式第 1 号)を市役所 1 階掲示板に掲示する等の方法によることとし、概ね 1 週間前までに周知に努めるものとする。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りでない。

3 傍聴の可否は、会長と事務局が事前に協議して決定する。

(傍聴の手続き)

第 3 条 傍聴者の定員は、10 人以内とする。

2 傍聴の受付は、会議開会の 30 分前までに、会議室前に参集した希望者に対して行う。

3 希望者が定員を超える時は抽選を行い、傍聴者を決定する。

4 傍聴者は、傍聴券交付申請書(様式第 2 号)に必要事項を記入し、傍聴券の交付を受ける。

5 傍聴券の交付を受けた者は、当日の傍聴を終えたときは、返還しなければならない。

(傍聴できない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会の審議を傍聴することはできない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者
- (7) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると会長が認めた者

(傍聴者の守るべき事項)

第 5 条 傍聴者は、係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録の公開等)

第6条 会議の終了後、議事の要点等を記載した会議録を作成するものとする。

2 前項の規定により作成した会議録は、会長以下2名の署名人の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

3 前項の承認を得た会議録の公開は、プライバシーに配慮して、閲覧等に供することにより行うものとする。

4 尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例第7条の規定に該当すると認めるときは、会議録の全部を公開せず又は一部を公開しないことができる。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に開催する審議会について適用する。

尼崎市立総合センター運営審議会開催のお知らせ

開催日時	平成 年 月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分
開催場所	
議 題	
傍聴の可否	可 不可(理由:) 一部可(理由:)
定 員	10人以内
事 務 局	市民協働局総合センター担当(06-6489-6660)

- 注 1 傍聴の受付は、開催場所において行います。
 2 受付時間は、会議開会の30分前に締め切ります。
 3 傍聴申込者が10人を超える場合は、抽選を行います。

傍聴券交付申請書

平成 年 月 日開催の尼崎市立総合センター運営
審議会の傍聴を希望しますので、申請します。

なお、傍聴の際は、会議公開取扱い要領で定められた次の
事項を遵守します。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような
行為をしないこと
- (6) 係員の指示に従うこと

尼崎市立総合センター運営審議会

会 長 様

(申請者)

住所 _____

氏名 _____

傍 聴 券

平成 年 月 日開催の尼崎市立総合センター運営
審議会の傍聴を許可します。

会議室への入退室の際には、係員にこの券を提示し、その
指示に従ってください。

_____様

尼崎市立総合センター運営審議会会長